

令和 8 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 1 号

函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

函館市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

函館市職員等の旅費に関する条例（平成 2 年函館市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

別表第1 内国旅行の旅費（第2条，第18条～第22条関係）

等級	適用職員	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	移転料							
					鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
1等級	市長および議会の議長	3,300円	地域の実情を勘案し，かつ，国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して規則で定める額	3,300円	153,000円	177,000円	218,000円	269,000円	356,000円	375,000円	401,000円	465,000円
2等級	副市長，教育委員会の教育長，公営企業管理者，監査委員，議会の議員，教育委員会の委員，選挙管理委員会の委員，公平委員会の委員，農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員	3,000円	地域の実情を勘案し，かつ，政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して規則で定める額	3,000円	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
3等級	8級以下の職務にある者，臨時的任用の職員，定年前再任用短時間勤務職員，会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。），固定資産評価審査委員会の委員，附属機関の委員その他の構成員，専門委員，スポーツ推進委員，消防団員ならびに選挙長，投票管理者，開票管理者，投票立会人，開票立会人および選挙立会人	2,600円	地域の実情を勘案し，かつ，政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して規則で定める額	2,600円	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考 路程の計算については，水路および陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費（第2条，第33条，第36条関係）

等級	適用職員	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）	食卓料 （1夜 につき）	死亡手当
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方			
1等級	市長および議会の議長	9,400円	7,900円	6,300円	5,700円	地域の実情を勘案し，かつ，政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して規則で定める額	8,000円	800,000円
2等級	別表第1の2等級の項に掲げる者	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	地域の実情を勘案し，かつ，政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して規則で定める額	7,700円	640,000円
3等級	別表第1の3等級の項に掲げる者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	地域の実情を勘案し，かつ，政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して規則で定める額	6,700円	580,000円

備考

- 「指定都市」とは規則で定める都市の地域をいい，「甲地方」とは北米地域，欧州地域および中近東地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい，「丙地方」とはアジア地域（本邦を除く。），中南米地域，大洋州地域，アフリカ地域および南極地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい，「乙地方」とは指定都市，甲地方および丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 船舶または航空機による旅行（外国を出発した日および外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は，丙地方につき定める定額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

宿泊料の上限額を改定するため